

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による特定工程及び同条第 6 項の規定による特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成 28 年 7 月 1 日

西条市長 青野 勝

- 1 中間検査（法第 7 条の 3 第 4 項に規定する検査をいう。以下同じ。）を行う区域  
西条市全域
- 2 中間検査を行う建築物  
次に掲げる構造、用途及び規模の建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる工程を含む建築物を除く。）
  - (1) 構造  
すべての構造
  - (2) 用途  
住宅の用途を含むすべての用途
  - (3) 規模  
地階を除く階数が 3 以上の規模
- 3 指定する特定工程  
次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程（これらの構造を併用する場合にあっては、いずれか早期に終える工事の工程）とする。ただし、法第 18 条第 1 項の規定の適用を受ける建築物、構造耐力上主要な部分を法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等とした建築物及び法第 85 条の規定の適用を受ける建築物の工事の工程については、この限りでない。
  - (1) 木造その他これに類する構造  
土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）工事の工程
  - (2) 鉄骨造その他これに類する構造  
2 階床の鉄骨建て方工事の工程
  - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造  
2 階床の配筋工事の工程

#### 4 指定する特定工程後の工程

次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程とする。

(1) 木造その他これに類する構造

土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）が隠れることとなる内外装工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造

柱、はり、筋かい等の構造上主要な軸組が隠れることとなる内外装工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造

2階のはり及び床のコンクリート打込み工事の工程

#### 附 則

この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。